

FORM PTO-1595

(Rev. 6-93)

OMB No. 0651-0011 (exp. 4/94)

HSML- 8279.591USWO

RECORDATION FORM COVER SHEET
PATENTS ONLYU.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
Patent and Trademark Office

To the Commissioner of Patents and Trademarks: Please record the attached original documents or copy thereof.

1. Name of conveying party(ies):

KANEBO SEIYAKU, LTD.

2. Name and address of receiving party(ies):

KRACIE PHARMA, LTD.
20-30, Kaigan 3-chome, Minato-ku
Tokyo-to, JapanAdditional name(s) of conveying party(ies) attached? ☐ Yes ☒ NoAdditional name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No

3. Nature of conveyance:

☐
☐
☐

Assignment

Security Agreement

Other:

☐

Merger

☒

Change of Name

Execution Date: 1 July 2007

4. Application number(s) or patent number(s):

If this document is being filed together with a new application, the execution date of the application is: N/A

A. Patent Application No.(s)

10/258420

B. Patent No.(s)

Additional numbers attached? ☐ Yes ☒ No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Name: Douglas P. Mueller
Address: Hamre, Schumann, Mueller & Larson P.C.
P. O. Box 2902
Minneapolis, MN 55402-0902

6. Total number of applications and patents involved: 1

7. Total fee (37 CFR 3.41): \$40.00

☐

Enclosed

☒Authorized to be charged to Deposit
Account No. 50-3478.8. Please charge any additional fees or credit any
overpayments to our Deposit account number: 50-3478

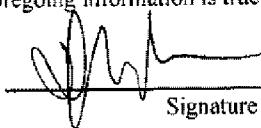
Statement and signature:

DO NOT USE THIS SPACE

9. To the best of my knowledge and belief the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.

Douglas P. Mueller

Name of Person Signing



Signature

11 May 2009

Date

Total number of pages including attachments and document: 13

Do not detach this portion

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:

Commissioner of Patents and Trademarks
Mail Stop Assignments
P. O. Box 1450
Alexandria VA 22313-1450

CERTIFICATE UNDER 37 CFR 1.6. I hereby certify that these papers are being transmitted via facsimile to the U.S. Patent and Trademark Office on 1 MAY 2009.

By

Name: Heidi McCarty

Public burden reporting for this sample cover sheet is estimated to average about 30 minutes per document to be recorded, including time for reviewing the document and gathering the data needed, and completing and reviewing the sample cover sheet. Send comments regarding this burden estimate to the U.S. Patent and Trademark Office, Office of information systems, PK2 1000C, Washington, D.C. 20231, and to the Office of Management and Budget, Paperwork Reduction Project (06510011), Washington, D.C. 20503.

52835

PATENT TRADEMARK OFFICE

700407911

PATENT
REEL: 022671 FRAME: 0301

CH \$40.00 503478 10258420

CERTIFICATE FOR ALL MATTERS AS RECORDED IN THE COMMERCIAL REGISTER

20-20, Kaigan 3-chome, Minato-ku, Tokyo-to
Kracie Pharma, Ltd.
Company/Corporation No. 0104-01-061853

Trade Name	<u>Kanebo Seiyaku, Ltd.</u>	
	Kracie Pharma, Ltd.	Changed on July 1, 2007
		Registered on July 2, 2007
(Omitted)	(Omitted)	
Head Office	20-20, Kaigan 3-chome, Minato-ku, Tokyo-to	
Method of Public Notice	<u>Public notices of the Company shall be given in Official Gazette.</u>	
	Public notices of the Company shall be given in Official Gazette and announced.	Changed on June 29, 2006
		Registered on July 13, 2006

(Translation of other items hereafter is omitted.)

20-20, Kaigan 3-chome, Minato-ku, Tokyo-to
Kracie Pharma, Ltd.
Company/Corporation No. 0104-01-061853

This is the document to certify that the above are all the matters that are recorded on the
Register that are not removed.
(Administered by the Minato branch office of The Tokyo Legal Affairs Bureau)

April 21, 2009

The Kita branch office of The Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar

Kazuo IRIE (Sealed)

履歴事項全部証明書

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエ製薬株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061853

商 号	カネボウ製薬株式会社	
	クラシエ製薬株式会社	平成19年 7月 1日変更
		平成19年 7月 2日登記
商号譲渡人の債務に関する免責	当会社は平成18年5月1日事業の譲渡を受けたが、譲渡会社であるカネボウ株式会社の債務について責に任じない。	
本 店	東京都港区海岸三丁目20番20号	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
	官報に掲載する方法により行う。	平成18年 6月29日変更
		平成18年 7月13日登記
会社成立の年月日	平成14年4月16日	
目 的	1. 医薬品、医薬部外品、診断薬、動物用医薬品、農薬品、工業薬品、免疫用薬剤、肥料、化粧品等の製造・加工・売買並びに輸出入 2. 医療器具、衛生用品、衛生材料、医療機器・用具、日用品雑貨の製造・加工・売買並びに輸出入 3. 各種食品、食品添加物、食品素材の製造・加工・売買並びに輸出入 4. 身体障害者用機器用具・用品の製造・加工・売買並びに輸出入 5. 計量器、度量衡器、各種医療健康診断システムの製造・加工・売買並びに輸出入 6. 電子機器、情報機器、ソフトウェアの設計、製造、売買並びに輸出入 7. 動物用医療器械・用具・用品・飼料・飼料添加物の製造・加工・売買並びに輸出入 8. 不動産の賃貸・管理 9. 運送、倉庫業 10. 試験・研究・分析業務の受託 11. 前記各号に関連する技術情報の販売、技術指導及び経営指導 12. 前記各号に附帯関連する事業	
発行可能株式総数	38万9544株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>9万7386株</u>	

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエ製薬株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061853

	発行済株式の総数 19万3386株 各種の株式の数 普通株式 9万7386株 優先株式 9万6000株	平成18年 7月14日変更
		平成18年 7月31日登記
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金1000万円	
	金24億1000万円	平成18年 7月14日変更
		平成18年 7月31日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式19万4772株 優先株式19万4772株 優先株式の内容 (優先配当) 当会社は、剰余金の配当(配当財産の種類を問わない。以下同じ。)の各基準日において、会社法第461条第2項に定める分配可能額が存在するときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき分配可能額全額を発行済みの優先株式の数で除した額(1円未満の端数を切り捨てる。)の剰余金の配当をする。 (残余財産の分配) 当会社の残余財産(その種類を問わない。以下同じ。)を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、当該優先株式の1株あたり50,000円を分配する。但し、当該事業年度において、優先配当(但し、当該事業年度における日を配当基準日とする場合に限る。)が支払われた場合においては、その額を控除した額とする。優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記の金額のほか残余財産を分配しない。 (議決権) 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 (株式の併合、分割、募集株式等の割当てを受ける権利の付与) 当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当会社は、優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 (取得請求権) 優先株主は、平成18年7月15日以降、いつでも、当該請求の日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を上限として、優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき50,000円の金銭を交付することと引き換えに取得することを請求することができる。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記	

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエ製菓株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061853

役員に関する事項	取締役 <u>中 嶋 章 義</u>	平成18年 5月 1日就任
		平成19年 3月29日重任
		平成19年 4月 5日登記
		平成20年 3月28日重任
		平成20年 4月 4日登記
	取締役 <u>中 嶋 章 義</u>	平成21年 3月30日重任
		平成21年 4月10日登記
		平成18年 5月 1日就任
		平成19年 3月29日重任
		平成19年 4月 5日登記
	取締役 <u>小 森 哲 郎</u>	平成20年 3月28日重任
		平成20年 4月 4日登記
		平成21年 3月30日重任
		平成21年 4月10日登記
		平成18年 5月 1日就任
	取締役 <u>橘 田 尚 彦</u> (社外取締役)	
		平成19年 3月16日辞任
		平成19年 3月27日登記

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエ製薬株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061853

	取締役	竹井友二	平成18年 5月 1日就任
	(社外取締役)		
	取締役	竹井友二	平成19年 3月29日重任
	(社外取締役)		平成19年 4月 5日登記
	取締役	竹井友二	平成20年 3月28日重任
	(社外取締役)		平成20年 4月 4日登記
	取締役	竹井友二	平成21年 3月30日重任
	(社外取締役)		平成21年 4月10日登記
	取締役	林 竜 也	平成18年 5月 1日就任
	(社外取締役)		
	取締役	林 竜 也	平成19年 3月29日重任
	(社外取締役)		平成19年 4月 5日登記
	取締役	林 竜 也	平成20年 3月28日重任
	(社外取締役)		平成20年 4月 4日登記
	取締役	林 竜 也	平成21年 3月30日重任
	(社外取締役)		平成21年 4月10日登記
	取締役	會田隆太郎	平成19年 3月16日就任
	(社外取締役)		平成19年 3月27日登記
	取締役	會田隆太郎	平成20年 3月28日重任
	(社外取締役)		平成20年 4月 4日登記
	取締役	會田隆太郎	平成21年 3月30日重任
	(社外取締役)		平成21年 4月10日登記

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエ製薬株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061853

	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目14番地1 1 代表取締役 中 嶋 章 義	平成18年 5月 1日就任
	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目14番地1 1 代表取締役 中 嶋 章 義	平成19年 3月29日重任
	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目14番地1 1 代表取締役 中 嶋 章 義	平成19年 4月 5日登記
	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目14番地1 1 代表取締役 中 嶋 章 義	平成20年 3月28日重任
	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目14番地1 1 代表取締役 中 嶋 章 義	平成20年 4月 4日登記
	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目14番地1 1 代表取締役 中 嶋 章 義	平成21年 3月30日重任
	神奈川県横浜市青葉区荏子田二丁目14番地1 1 代表取締役 中 嶋 章 義	平成21年 4月10日登記
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102 号 代表取締役 小 森 哲 郎	平成18年 5月 1日就任
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102 号 代表取締役 小 森 哲 郎	平成19年 3月29日重任
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102 号 代表取締役 小 森 哲 郎	平成19年 4月 5日登記
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102 号 代表取締役 小 森 哲 郎	平成20年 3月28日重任
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102 号 代表取締役 小 森 哲 郎	平成20年 4月 4日登記
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102 号 代表取締役 小 森 哲 郎	平成21年 3月30日重任
	東京都荒川区南千住六丁目37番9-3102 号 代表取締役 小 森 哲 郎	平成21年 4月10日登記
	監査役 岡 本 茂	平成18年 5月 1日就任
	監査役 田 中 康 仁	平成18年 5月 1日就任
	監査役 田 中 康 仁 (社外監査役)	平成18年 7月13日更正
		平成20年 3月 5日辞任
		平成20年 3月10日登記

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエ製薬株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061853

	監査役 <u>會田隆太郎</u> (社外監査役)	平成18年 5月 1日就任
		平成19年 3月16日辞任
		平成19年 3月27日登記
	監査役 松原 浩一 (社外監査役)	平成19年 3月16日就任
		平成19年 3月27日登記
	監査役 菅原 範昭 (社外監査役)	平成20年 3月 5日就任
		平成20年 3月10日登記
	会計監査人 <u>あずさ監査法人</u>	平成19年 3月29日就任
		平成19年 4月 5日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	会計監査人 <u>あずさ監査法人</u>	平成20年 3月28日重任
		平成20年 4月 4日登記
	会計監査人 <u>あずさ監査法人</u>	平成21年 3月30日重任
		平成21年 4月10日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議をもって商法第266条第12項、第17項及び第18項に規定する限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。 当社は、商法第277条に定める監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議をもって、商法第280条第1項で準用し、商法第266条第18項で読み替えて適用する同条第12項に規定する限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。	
	当社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として免除することができる。 当社は、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議をもって、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、免除することができる。 平成18年 6月29日変更 平成18年 7月13日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任につき、当該取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、商法第26	

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエ製菓株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061853

	6条第19項各号に定める金額の合計額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。 当会社は、会社法第2条第16号に定める社外監査役との間で、会社法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。 当会社は、会社法第2条第15号に定める社外取締役との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。 当会社は、会社法第2条第16号に定める社外監査役との間で、会社法第423条第1項の行為に関する監査役の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。 平成18年 6月29日変更 平成18年 7月13日登記
新株予約権	カネボウ製菓株式会社新株予約権 新株予約権の数 96個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式9120株（新株予約権1個につき95株） (1) 付与株式数は、本新株予約権の割当日以降、下記(2)に掲げる各事由により、次の算式（以下、「付与株式数調整式」という。）に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は当社により取得されていない本新株予約権（自己新株予約権を除く）の総数を乗じた数とする。 $\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ なお、「行使価額」とは新株予約権の行使に際して出資すべき金額をいい、上記において「調整前行使価額」「調整後行使価額」とは、後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」の規定に従って調整される前と後の各行使価額をいう。また、この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (2) 付与株式数調整式により本新株予約権の付与株式数の調整を行う場合については、次に定めるところによる。 (i) 株式の分割又は併合が行われる場合。 (i i) 後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(6)により定まる基準価額を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（無償割当てを含む。）（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換、取得（会社法第275条の規定に従う場合に限る。）又は行使による場合を除く。）。 (i i i) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が後記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」(6)により定まる基準価額を下回る価額

東京都港区海岸三丁目20番20号
クラシエ製薬株式会社
会社法人等番号 0104-01-061853

をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。

(3) 当社は、上記(2)に定める付与株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な付与株式数の調整を行うものとする。

(i) 資本の減少、会社分割、又は合併等のために付与株式数の調整を必要とするとき。

(i i) 当社の役員又は従業員に対して新株予約権を付与した場合であって、新株予約権1個あたりの付与株式数が当社普通株式の総数（新株予約権の行使等により生じうる潜在的な株式を含む。）に占める割合を維持するために付与株式数の調整を必要とするとき。

(i i i) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により付与株式数の調整を必要とするとき。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
1615円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個につき7885円

(1) 本新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権発行後、下記(3)に掲げる各事由に該当する場合は、次の算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、以下において「既発行普通株式数」には自己株式の数を含まないものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整前} \\ & \text{行使価額} \quad \text{既発行} \quad + \quad \frac{\text{新発行・} \quad 1 \text{株} \\ & \quad \quad \quad \text{行使価額} \quad \text{普通株式数} \quad \text{処分} \quad \times \text{当たりの} \\ & \quad \quad \quad \text{普通株式数} \quad \text{払込金額} \\ \text{調整後} \quad & + \text{本新株} \quad \text{普通株式数} \quad 1 \text{株当たりの基準価額} \quad \text{本新株} \\ & = \text{予約権の} \times \frac{\text{既発行} \quad \text{新発行・処分} \quad \text{払込金額}}{\text{普通株式数} + \text{普通株式数}} \\ & \text{行使価額} \quad \text{払込金額} \end{aligned}$$

(3) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(6)に定める基準価額を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（無償割当てを含む。）（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の取得（会社法第275条の規定に従う場合に限る。）又は行使による場合を除く。）。なお、この場合、調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(i i) 転換又は権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が下記(6)に定める基準価額を下回る価額をもって当社の普

東京都港区海岸三丁目20番20号
 クラシエ製薬株式会社
 会社法人等番号 0104-01-061853

	通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。なお、この場合、調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込（無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その証券の募集のための株主割当の基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。 (4) 当社は、上記(1)及び(3)に定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な行使価額の調整を行うものとする。 (i) 資本の減少、会社分割、又は合併等のために行使価額の調整を必要とするとき。 (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 (5) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整は行わない。 (6) 行使価額調整式に使用する基準価額とは、以下の数式により計算された価額をいう。 $1 \text{ 株あたりの基準価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \text{本新株予約権の払込金額}}{\text{本新株予約権1個あたりの調整前付与株式数}}$ 新株予約権を行使することができる期間 2006年7月14日から2014年6月30日まで 新株予約権の行使の条件 なし 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 当社は、新株予約権者が合意した場合にはいつでも未行使の本新株予約権を取得することができる。 (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき、その他企業再編等において当社取締役会が必要と認めるときで、新株予約権者が合意した場合には、当社は本新株予約権の全部を取得することができる。 平成18年 7月14日発行 平成18年 7月31日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記

東京都港区海岸三丁目20番20号
クラシエ製薬株式会社
会社法人等番号 0104-01-061853

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成19年 3月29日設定 平成19年 4月 5日登記
登記記録に関する事項	平成18年5月1日東京都千代田区紀尾井町4番5号から本店移転 平成18年 5月17日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成21年 4月21日

東京法務局北出張所
登記官

入 江 和 雄



整理番号 テ189861

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/10

PATENT

RECORDED: 05/11/2009

REEL: 022671 FRAME: 0313